

**「総合共済事業細則」 新旧比較対照表（抜粋）**

新条文	旧条文
<p>(更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い)</p> <p>第24条 <b>〔中略〕</b></p> <p>4 被共済者がこども共済事業規約第7条（被共済者の範囲）第2項に定める年齢の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、総合共済の契約に移行し、共済金額の変更や新たな特約の付帯をとまなう場合には、当会は、その共済金額の増額分または新たな特約部分について、規約第45条（死亡共済金及び重度障害共済金）第2項第2号、規約第50条（疾病入院共済金）第2項、規約第56条（疾病総合入院共済金）第2項、規約第63条（女性疾病総合入院共済金）第2項、規約第90条（手術共済金）第2項、規約第95条（女性特定疾病総合入院共済金）第2項、第103条（疾病先進医療共済金）第2項及び第105条（先進医療一時金）第3項の規定を適用しないことができます。</p>	<p>(更新もしくは更改または中途変更した契約における共済金支払いの取扱い)</p> <p>第24条 <b>〔中略〕</b></p> <p>4 被共済者がこども共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第2項に定める年齢の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、総合共済の契約に移行し、共済金額の変更や新たな特約の付帯をとまなう場合には、当会は、その共済金額の増額分または新たな特約部分について、規約第45条（死亡共済金及び重度障害共済金）第2項第2号、規約第50条（疾病入院共済金）第2項、規約第56条（疾病総合入院共済金）第2項、規約第63条（女性疾病総合入院共済金）第2項、規約第90条（手術共済金）第2項、規約第95条（女性特定疾病総合入院共済金）第2項、第103条（疾病先進医療共済金）第2項及び第105条（先進医療一時金）第3項の規定を適用しないことができます。</p>
<p>(入院及び通院の定義)</p> <p>第30条 <b>〔中略〕</b></p> <p>3. 規約第80条（災害通院共済金）及び第86条（女性災害通院共済金）における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診<u>その他これに類する手段</u>により、<u>診察、投薬、処置、手術その他の治療</u>を医師の<u>指示により</u>受けることをいい、<u>治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの場合は通院には該当しません。</u></p> <p align="center">〔以下略〕</p>	<p>(入院及び通院の定義)</p> <p>第30条 <b>〔中略〕</b></p> <p>3. 規約第80条（災害通院共済金）及び第86条（女性災害通院共済金）における「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診<b>〔挿入〕</b>により、<b>〔挿入〕</b>医師の<b>治療</b>を受けることをい<b>います。</b></p> <p align="center">〔以下略〕</p>
<p><u>(感染症における事故日の取扱い)</u></p> <p>第50条 <u>規約別表第2「不慮の事故等の定義とその範囲」第3項に定める感染症については、当該感染症に罹患したことが判明した検査の実施日を規約及び細則における不慮の事故が発生した日として取扱います。</u></p>	<p><b>〔新設〕</b></p>
<p>(契約者割戻金の割り当て)</p> <p>第51条 <b>〔以下略〕</b></p>	<p>(契約者割戻金の割り当て)</p> <p>第50条 <b>〔以下略〕</b></p>
<p>(契約者割戻金の支払方法)</p> <p>第52条 規約第108条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金の支払方法につき、当会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、当会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</p>	<p>(契約者割戻金の支払方法)</p> <p>第51条 規約第108条（契約者割戻金）に定める契約者割戻金の支払方法につき、当会は次のいずれかの方法で支払います。ただし、当会の会員が取り扱っている支払方法に限ります。</p>

新条文	旧条文
<p>(1) 当会の会員の組合員出資金への振り替え</p> <p>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p> <p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</p> <p>(4) 当会の会員に登録している共済契約者名義の口座への振込みによる支払い</p> <p>(5) 第 55 条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い</p> <p>[以下略]</p>	<p>(1) 当会の会員の組合員出資金への振り替え</p> <p>(2) 共済掛金振替口座への振込みによる支払い</p> <p>(3) 共済契約者の指定する口座への振込みによる支払い</p> <p>(4) 当会の会員に登録している共済契約者名義の口座への振込みによる支払い</p> <p>(5) 第 53 条（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）に定める方法による支払い</p> <p>[以下略]</p>
<p>（電磁的方法による共済契約の申込み）</p> <p>第 53 条 [以下略]</p>	<p>（電磁的方法による共済契約の申込み）</p> <p>第 52 条 [以下略]</p>
<p>（電磁的方法による共済契約の手続き）</p> <p>第 54 条 [以下略]</p>	<p>（電磁的方法による共済契約の手続き）</p> <p>第 53 条 [以下略]</p>
<p>（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）</p> <p>第 55 条 [以下略]</p>	<p>（電磁的方法による契約者割戻金の支払い）</p> <p>第 54 条 [以下略]</p>
<p>（重複の回避）</p> <p>第 56 条 第 53 条（電磁的方法による共済契約の申込み）に定める共済契約の申込みが規約第 13 条（共済契約の申込み）第 1 項に定める「共済契約申込書」及び第 2 項に定める「当会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第 53 条を適用します。</p> <p>2. 第 54 条（電磁的方法による共済契約の手続き）に定める共済契約の手続きが、規約第 10 条（共済金受取人）第 5 項及び第 11 条（共済金受取人の代理人）第 3 項に定める「当会の定める所定の書面」ならびに規約第 40 条（共済契約者の通知義務）第 1 項に定める「所定の書面または当会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第 54 条を適用します。</p>	<p>（重複の回避）</p> <p>第 55 条 第 52 条（電磁的方法による共済契約の申込み）に定める共済契約の申込みが規約第 13 条（共済契約の申込み）第 1 項に定める「共済契約申込書」及び第 2 項に定める「当会の定める所定の書面」による共済契約の申込みと重複するときは、第 52 条を適用します。</p> <p>2. 第 53 条（電磁的方法による共済契約の手続き）に定める共済契約の手続きが、規約第 10 条（共済金受取人）第 5 項及び第 11 条（共済金受取人の代理人）[挿入]に定める「当会の定める所定の書面」ならびに規約第 40 条（共済契約者の通知義務）第 1 項に定める「所定の書面または当会が定める方法」による共済契約の手続きと重複するときは、第 53 条を適用します。</p>
<p>（共同引受制度での適用日の取扱い）</p> <p>第 57 条 [以下略]</p>	<p>（共同引受制度での適用日の取扱い）</p> <p>第 56 条 [以下略]</p>
<p>（改 廃）</p> <p>第 58 条 [以下略]</p>	<p>（改 廃）</p> <p>第 57 条 [以下略]</p>

新条文	旧条文
<u>(施行期日)</u> 16. <u>この細則は2021年1月1日より施行します。</u>	〔新設〕